

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

1 施設 の 名 称 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

2 指定管理者の名称 株式会社創造舎

3 指 定 期 間 令和8年4月1日～令和13年3月31日

4 選定の経緯

(1) 公募

ア 募 集 期 間 令和7年10月20日～令和7年11月25日

イ 申請団体（順不同） 株式会社創造舎

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和7年12月1日

(イ) プレゼンテーション 令和7年12月1日

イ 審査委員会

委員長 気田 敏弘（経済局次長兼商工部長）

委 員 宮城島 清也（参与兼産業政策課長）

〃 福井 秀明（産業振興課長）

〃 杉山 禎之（公益財団法人静岡産業振興協会事務局長兼管理課長）

〃 遠藤 能久（静岡特産工業協会専務理事）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 株式会社創造舎

(イ) 点 数 88.4点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 指定管理料 (固定支払分) 152,889千円

成果連動単価 1,250円/人

イ 総 評 (選定の理由等)

仕様書では、目指す施設の姿を「地場産業及び伝統工芸を身近に感じられる施設・静岡市の伝統工芸を未来に繋ぐ」として、指定管理者のノウハウや強みを生かしたコンテンツで駿府匠宿に人を呼び込み、伝統工芸を身近に感じ、伝統工芸品の価値を実感する市民を増やす狙いがある。

(株)創造舎は、地域住民や職人など多様な主体と一体となって、駿府匠宿の魅力をより多くの人に発信する手法を確立しており、伝統工芸に対する熱意だけでなく、その思いを実現化するための道筋を明確に示し、将来の本市伝統工芸のあり方にまで言及していた点などが選定の決め手となった。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総合政策局長

委 員 総合政策局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、こども未来局次長、経済局次長、
経済局農政部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和8年3月19日

(6) 指 定 令和8年3月19日

(7) 公 告 令和8年3月25日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ①×②
1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 【20点】	①施設の果たすべき役割を理解し、施設の設置目的を達成するために適切な運営方針が示されているか。	× 1		
	②市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	③事業に取り組む自主性、積極性がみられるか。	× 1		
	④施設の成り立ちを理解し、多様な団体等と連携した取組が期待できるか。	× 1		
	【所見欄】			
2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 【45点】	①市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	②市が示した成果連動指標の考えに基づいたサービス方針が示されているか。また、市が示した成果連動単価の適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	③来場者及び利用者のニーズを把握し、運営への反映策が示されているか。また、サービス向上の方策が示されているか。	× 1		
	④「利用者に対する創作体験、教室体験等の企画運營業務」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。（利便施設との連携事業を含む。）	× 2		
	⑤「地場産業及び伝統工芸を振興に関する業務」について、適切で効果的な事業計画が立てられているか。	× 2		
	⑥利便施設との連携事業や周辺施設との連携により創作体験につなげる方策が示されているか。	× 2		
	【所見欄】			

<p>3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。 【25点】</p>	①施設の管理運営実績は十分か。(※)	×1		
	②施設の運営・管理に必要な人員の確保が見込まれ、適切な配置計画がなされているか。	×1		
	③静岡市内に事務所等を有し、事故、災害など緊急時における安全対策や連絡体制が整備されているか。	×1		
	④本市の伝統工芸や地場産業及び地域の歴史等に精通し、地場産業界とのネットワークが構築されているか、又は構築しようとする意欲が感じられるか。	×2		
	【所見欄】			
<p>4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【10点】</p>	①決算収支（経常収支、実質収支）の状況は適正か。（債務超過や税等の滞納はないか。）	×1		
	②財務諸表の評価（流動比率、自己資本比率、損益計算書）	×1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

※当該施設又は類似施設の実績。評価対象とする類似施設の範囲は観光施設とします。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】